

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
松山市長 野志 克仁 様	
提出者	
松山市北梅本町甲184番地 オオノ開発 株式会社 代表取締役 山下 裕二 電話番号 089-976-1234	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	オオノ開発 株式会社
事業場の所在地	松山市北梅本町甲184番地
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	資本金 7,000万円
③従業員数	424名

	④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 産業廃棄物処理工程図参照
--	---------------------	-----------------

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)			
別紙 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	
	排 出 量	65.22 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令その他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	
	排 出 量	61 t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の発生量の大部分は解体工事での発生であり、発生量そのものを抑制するのは難しい よって、発生したものの徹底した分別を行うよう努める		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出時の徹底した分別を実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「フレップとうおん」での再生利用、減量率の向上を図るため、排出現場における分別解体の徹底を図る

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		

	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	65.22 t	t
	(これまでに実施した取組) 排出現場での分別		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	61 t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底に努め、適正に処理する		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t

		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	65.22 t	
	(今後実施する予定の取組等) 引き継ぎ電子マニフェストの利用に努める		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

オオノ開発株式会社

1. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 資本金

7,000 万円

(2) 従業員数

424 人

(3) 事業内容

- ・ 山土販売
- ・ 重機車両特殊車両リース
- ・ 土木工事
- ・ 蔦、土工事
- ・ 地盤改良工事
- ・ 解体工事
- ・ 廃棄物収集運搬処分

(4) 環境に対する基本理念

当社では、環境に関わる様々な事業を展開しています。

今、地球規模で進行する「自然環境」の問題に取り組み、解決の道を探り、次世代に生きる子供たちに、「無事である地球」を残さなければなりません。

『子供達の、子供達の、子供達のために。』を合言葉に、自然環境の回復をテーマに、水辺の景観、限られた資源のリサイクル、そしてゼロエミッションを視野に入れた事業展開を目指します。

(5) 廃棄物処理フローシート

図 1 参照

(6) 連絡先

オオノ開発株式会社 東温事業所（フレップとうおん）

上田 徹

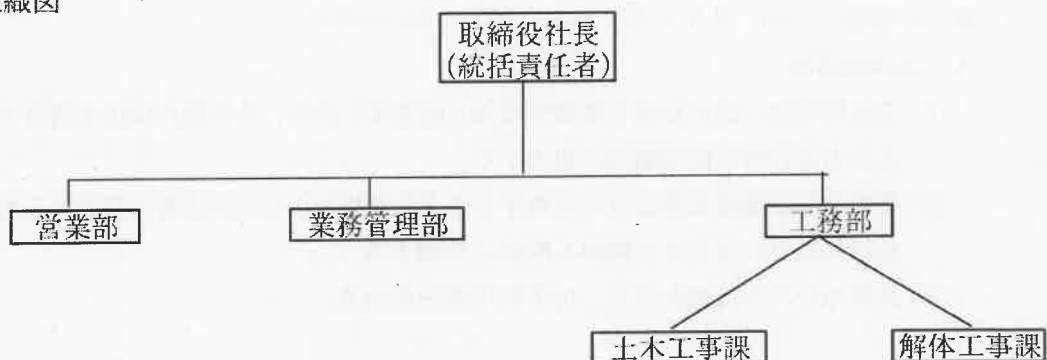
電話番号 089-966-4141

2. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 組織図



(2) 職務分担

職 名	役 割
取締役社長	・ 廃棄物処理統括責任者 ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の承認
営業部	・ 受注活動時における廃棄物の抑制、管理 ・ 廃棄物処理委託契約 ・ 営業社員に対する教育の徹底
業務管理部	・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 監督官庁との折衝、各種報告 ・ 管理記録の保管
工務部	・ 処理計画の実施 ・ 産業廃棄物の発生抑制、分別、再生利用の指示・確認 ・ 見直し
担当課	・ 各作業時における適正管理 ・ 各作業員に対する教育・訓練 ・ 下請業者への適正処理の維持徹底

4. 産業廃棄物の処理に関する事項

(搬出の抑制、分別、再生利用、処理に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合は最終処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分率の低減を図り、再生利用率を高める。

(2) 廃棄物処理の現状

廃棄物の発生量は、別紙のとおりであるが、大部分が解体工事での発生であり、発生量そのものを抑制するのは難しい。その為、排出時の徹底した分別により再生利用、中間処理による減量化が可能な状態となるようにして搬出している。搬出した廃棄物は当社東温処分場において更に分別の徹底を図り、適正処理に努めている。※“フレップとうおん”での処理工程については、別紙フロー（図 2）の通り。

(3) 目標・具体的取組

- ① “フレップとうおん”での再生利用、減容率の向上を図るため、排出現場における分別解体の徹底を図る。
- ② 従業員に対して、廃棄物管理の方法、分別解体の方法、又、現場搬出後の廃棄物の処理方法等を定期講習会を実施することにより取り組む。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

行政主催の法令講習会、又産業廃棄物協会の活動に積極的に参加し、情報の収集を行う。又、入手した情報は取りまとめを行い、全従業員へ周知徹底を図る。

(5) 再資源化将来計画

発生廃棄物に対して、再資源化が可能となる様に、施設整備計画、処理計画を策定し、リサイクル率の向上に努める。

図 1

特別管理産業廃棄物処理フロー



図 2

特別管理産業廃棄物処理工程図

